

○障害者雇用率制度について

すべての事業主は、従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用することが義務づけられている。

【民間企業】	2. 5%	（労働者 40.0 人に障害者 1 人）
【国、地方公共団体、特殊法人等】	2. 8%	（労働者 36.0 人に障害者 1 人）
【都道府県等の教育委員会】	2. 7%	（労働者 37.5 人に障害者 1 人）

雇用すべき障害者数（端数切り捨て）＝

$$\text{常用雇用労働者数} + \text{短時間労働者数} \times 0.5 \times \text{法定雇用率}$$

（１）実雇用率の算定方法

<実雇用率のカウント方法>

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	※※10 時間以上 20 時間未満
身体障害者	1	0.5	－
身体障害者 重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	－
知的障害者 重度	2	1	0.5
精神障害者	1	※ 1	0.5

※ 週所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1 カウントとして算定。

※※令和 6 年 4 月より、障害者雇用の実雇用率の算定対象に、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の精神障害者・重度身体障害者・重度知的障害者も含まれ、これらの障害がある人は 0.5 カウントとして算定。

<実雇用率の計算式>

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である常用雇用労働者数} + \text{障害者である短時間労働者数} \times 0.5}{\text{常用雇用労働者数} + \text{短時間労働者数} \times 0.5}$$

常用雇用労働者 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上で、1 年を超えて雇用される見込みがある、または 1 年を超えて雇用されている労働者。

（２）雇用義務対象障害者

- <身体障害者> 1～6 級及び 7 級の障害を重複している者
- <知的障害者> 児童相談所等で知的障害者と判定された者
- <精神障害者> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者